

## サンヒルきよたけ指定居宅介護支援事業所 運営規定

### 第1条 事業の目的

- 1 医療法人耕和会が開設するサンヒルきよたけ指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行なう指定居宅介護支援事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態、要介護状態になった利用者が、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### 第2条 運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるように努めるものとする。
- 2 事業に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場で公正中立に行なうものとする。
- 3 事業の運営に当たっては、市町村・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### 第3条 事業所の名称

- 1 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
  - (1) 名称 サンヒルきよたけ介護支援サービス
  - (2) 所在地 宮崎市清武町木原 5886-16 (介護老人保健施設サンヒルきよたけ内)

### 第4条 職員及び職務内容

- 1 事業所に勤務する職種・員数・職務内容は、次の通りとする。
  - (1) 管理者 1名 (常勤)
    - イ) 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を行なう。
  - (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤)
    - イ) 介護支援専門員は、利用者の依頼又は市町村等の委託により、居宅介護サービス計画・介護予防居宅介護サービス計画の作成や訪問調査等を行なう。
    - ロ) 必要に応じた事業者等との連絡調整、介護保険施設への紹介等を行なう。
  - (3) 事務職員 1名 (兼務)
    - イ) 必要な事務を行なう。

### 第5条 営業日及び営業時間

- 1 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
  - (1) 営業日 月曜日～金曜日
  - (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

### 第6条 居宅介護支援サービスの提供方法

- 1 利用者の依頼又は市町村等の委託により、居宅サービス計画の作成や訪問調査等を行なうものとする。
- 2 利用者が入所・入院を希望する場合は、介護保険施設・医療機関への紹介その他の便宜の提供を行なうものとする。  
※オンラインツール等を活用した会議の開催  
利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意する。

### 第7条 利用料等

- 1 居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。
- 2 指定地域外で交通費を要した場合は、利用者の同意に基づき別表に定める実費を徴収するものとする。

### 第8条 通常の事業の実施地域

- 1 通常の事業の実施地域は、宮崎市全域、日南市(鶴戸神宮より北側)の区域とする。
- 2 前項の地域を勘案し、利用申込者に対し、支援サービスの提供が困難な場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずる。

### 第9条 その他運営についての留意事項

- 1 介護支援専門員の資質向上のための必要な研修を行なう。
- 2 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は他に洩らさない。
- 3 利用者からの苦情には、別に定める取扱により、迅速かつ適切に対応する。苦情に関して、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行なう。
- 4 利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行ない、必要な措置を講ずる。
- 5 この規定に定めるものの他、管理運営に必要な事項は別に定める。

### 第10条 感染症対策の予防及びまん延の防止のための措置

- 感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 1 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
  - 2 その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)

第11条 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等

2 業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第12条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他のハラスメント防止のために必要な措置

第13条 感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(付則) この規定は令和3年4月1日から施行する。

(別表) 第7条2項の交通費

(1) 事業所からの片道おおむね20km未満	200円
(2) 事業所からの片道おおむね20km～40km未満	400円
(3) 事業所からの片道おおむね40km以上	500円

※ 当事業所は、「介護サービス情報の公表」制度の趣旨に賛同し、同制度により、介護サービス情報を公表しております。